

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学術指導取扱規程

平成31年1月28日

規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が行う学術指導の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「民間機関等」とは、商法（明治32年法律第48号）等に基づき設立された株式会社等の民間企業、私立大学、国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等をいう。

2 この規程において「学術指導」とは、民間機関等からの依頼を受け、本学の教員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって当該民間機関等の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を当該民間機関等が負担するものをいう。

3 この規程において「発明等」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。）第2条第2項に規定するものをいい、「知的財産権」とは、職務発明等取扱規程第2条第7項に規定する権利をいう。

4 この規程において「指導担当者」とは、学術指導を担当する本学の教員をいう。

(受入れの基準)

第3条 学術指導は、原則として本学の教員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、研究及び教育に支障がない場合に限り、受け入れるものとする。

(指導料等)

第4条 学術指導を申し込もうとする民間機関等（以下「依頼者」という。）は、指導料を原則として当該学術指導の開始前までに納付しなければならない。

2 前項の指導料は、1時間につき1万円により算定される額を最低の額とし、本学及び依頼者が協議の上定めた額に、消費税及び地方消費税の相当額を加えた額とする。

3 指導料のうち、原則として20%に相当する額は本学共通経費として受け入れ、残額は指導担当者の研究経費とする。

4 納付された指導料は、原則として返還しない。ただし、第6条第2項に基づき指導期間の終了日を待たずして学術指導が中止された場合で、本学が特

に必要と認めるときは、本学及び依頼者が協議の上、当該中止時点の残額の範囲内で返還することができる。

(受入れの決定等)

第5条 依頼者は、学術指導の指導担当者として希望する本学の教員と協議の上、学術指導申込書（以下「申込書」という。）を本学に提出しなければならない。

2 産官学連携担当理事は、前項の申込書に基づき、学術指導の受入れを決定する。

3 本学は、前項の受入れの可否につき、受諾可否決定通知書により、依頼者に通知する。

(学術指導の中止又は変更等)

第6条 指導担当者及び依頼者は、学術指導の遂行上やむを得ない事由がある場合は、学術指導の中止、指導期間の延長その他学術指導の申込内容の変更につき、相手方と協議し、産官学連携担当理事に申し出るものとする。

2 産官学担当理事は、前項の申出について、やむを得ない事由があると認められた場合は、当該学術指導の中止、指導期間の延長その他学術指導の申込内容の変更について承認するものとする。

3 前項に定めるもののほか、産官学連携担当理事は、学術指導の内容が、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第29号）第2条第2項に規定する共同研究又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託研究取扱規程（平成16年規程第30号）第2条第1項に規定する受託研究の適用を受けるべきものと認める場合は、依頼者と協議の上、学術指導を中止することができる。

4 前2項の規定により学術指導の中止、指導期間の延長その他学術指導の申込内容の変更が承認又は決定された場合は、本学はその旨を依頼者に通知するものとする。

5 第2項の規定により学術指導を中止し、又は指導期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとする。

(指導場所)

第7条 指導担当者は、学術指導の遂行上必要な場合には、依頼者の事業所又は依頼者の指定する場所において学術指導を行うことができる。

(知的財産権の取扱い)

第8条 学術指導において発明等が生じた場合における知的財産権の帰属等の取扱いは、本学及び依頼者が協議の上、決定する。

(秘密の保持)

第9条 本学及び依頼者は、学術指導の実施に当たり、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について開示及び漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(成果の公表)

第10条 学術指導による成果は、公表することができるものとし、公表の時期及び方法については、原則として本学及び依頼者との協議事項とする。

(適用除外)

第11条 特別な事情があると学長が認めた場合は、この規程の一部を適用しないことができる。

(様式)

第12条 学術指導の実施に必要な書類の様式は、別に定める。

(事務)

第13条 学術指導に関する事務は、研究・国際部研究協力課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学術指導の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。